

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月9日

佐賀県知事 山口 祥 義

◎佐賀県条例第22号

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金条例（昭和45年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表（第3条、第4条関係）				別表（第3条、第4条関係）					
事業名	徴収率	支払期間		利率	事業名	徴収率	支払期間		利率
		据置期間	徴収期間				据置期間	徴収期間	
略				略					
国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）	略				国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）	略			
					国営かんがい排水事業筑後川下流白石平野一期地区	100分の24（ <u>基幹施設を除く。</u> ）	2年	15年	年5分
					国営かんがい排水事業筑後川下流白石平野二期地区	100分の24	2年	15年	年5分
備考 この表において「基幹施設」とは、佐賀西部導水路及び佐賀分木工の施設をいう。				備考 この表において「基幹施設」とは、 <u>国営かんがい排水事業筑後川下流地区（国営市町村特別申請事業）及び国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）</u>					

改正前	改正後
	<u>にあつては佐賀西部導水路及び佐賀分水工の施設をいい、国営かんがい排水事業筑後川下流白石平野一期地区にあつては佐賀西部導水路白石線の施設をいう。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。